

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

41

告示

○平成二十八年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録(二十三件)……………

……………(主税局千代田都税事務所固定資産課税課

・中央都税事務所固定資産課税課・港都税事務所固定資産課税課・新宿都税事務所固定資産課税課・文京都税事務所固定資産課税課・台東都税事務所固定資産課税課・墨田都税事務所固定資産課税課・江東都税事務所固定資産課税課・品川都税事務所固定資産課税課・目黒都税事務所固定資産課税課・大田都税事務所固定資産課税課・世田谷都税事務所固定資産課税課

・渋谷都税事務所固定資産課税課・中野都税事務所固定資産課税課・杉並都税事務所固定資産課税課・豊島都税事務所固定資産課税課・北都税事務所固定資産課税課・荒川都税事務所固定資産課税課・板橋都税事務所固定資産課税課・練馬都税事務所固定資産課税課・足立都税事務所固定資産課税課・葛飾都税事務所固定資産課税課・江戸川都税事務所固定資産課税課……………

告示

●東京都告示第七百二十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四

百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都千代田都税事務所長

栗原 哲 治

●東京都告示第七百二十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都中央都税事務所長

関 互

●東京都告示第七百二十八号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都港都税事務所長

大 隈 雅 英

●東京都告示第七百二十九号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都新宿都税事務所長

白 石 真 一

●東京都告示第七百三十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都文京都税事務所長

入 江 大

●東京都告示第七百三十一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都台東都税事務所長

新 井 裕 二

●東京都告示第七百三十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都墨田都税事務所長

三 橋 一 雄

●東京都告示第七百三十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都江東都税事務所長

木 下 誠

●東京都告示第七百三十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都品川都税事務所長

茂 木 直 恵

●東京都告示第七百三十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都目黒都税事務所長

室 井 豊

●東京都告示第七百三十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都大田都税事務所長

堀 江 正 敏

●東京都告示第七百三十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都世田谷都税事務所長

渡 辺 正 英

●東京都告示第七百三十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都渋谷都税事務所長

諏 訪 公 二

●東京都告示第七百三十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都中野都税事務所長

鈴 木 邦 彦

●東京都告示第七百四十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年年度の固定資産の価格等を、同法第四

百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都杉並都税事務所長

鈴木 秀章

●東京都告示第七百四十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都豊島都税事務所長

平林 宣広

●東京都告示第七百四十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都北都税事務所長

織田 博

●東京都告示第七百四十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十

条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都荒川都税事務所長

柳 幸江

●東京都告示第七百四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都板橋都税事務所長

坂本 恵玲奈

●東京都告示第七百四十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都練馬都税事務所長

西沢 潤

●東京都告示第七百四十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都足立都税事務所長

清水 健吾

●東京都告示第七百四十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都葛飾都税事務所長

高木 賢司

●東京都告示第七百四十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十
条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日付けで
決定した平成二十八年度の固定資産の価格等を、同法第四
百十一条第一項の規定により固定資産課税台帳に登録した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都江戸川都税事務所長

藤井朗

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性

この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。